

## メールにて一筆啓上!

バリアフリー法の改正を早急に望む!!

バリアフリー法とは一体

何なのでしょうか? 私は

知的障害児グループホームの現場で働いています。

現在のスペースが事情により、移転することになり、

十二月締め切りの東京都の事業申請に間に合わすべく、新たな所を探していたところ、さらなる難題に直面したのです。「トイレを車イス対応に」。これは私の現場には全く必要のないものです。もちろん? 補助金は出ません!

知り合いの小規模多機能型施設でも「トイレにベビーベッドを置くように」など、その現場に不必要に設備設置が指導されているとのこと。ここは新築でしたが、予想外の経費がかかったと悲鳴を上げていました。

これでは支援の必要な障害児、介護の必要な高齢者の難民が必ず出ます。現場に全くそぐわない「悪法」が一日も早く、改正されることを切に望みます。

(知的障害児グループホーム勤務 A子)

### 第5号

2008年11月1日発行

発行  
民主党練馬クラブ  
練馬区豊玉北 6-12-1  
西庁舎6F  
TEL 03-3993-1111  
内線=7621~5

民主党練馬クラブ

# 区議会レポート 白石けい子

練馬区貫井育ち、保育士。2007年4月、「保育&介護」の現場から、練馬区議会議員に当選。民主党練馬クラブ所属。

TEL03-3990-3107 FAX03-6421-4108

http://shiraishi-keiko.net

e-mail;info@shiraishi-keiko.net



#### 〈今後の区政スケジュール〉

- 10月27日 特別支援教育推進委員会。
- 10月30・31日 文教委員会視察(京都府 奈良県)
- 11月6日 全国道路大会出席。
- 11月9日 石神井公園区民交流センター・ヒアレス2Fにて、『野上ゆきえ緊急部政報告会』。
- 円より子、蓮舂参議院議員らと出席。
- 11月10日 個人情報保護審議会。
- 11月17日 総合計画等特別委員会。
- 11月20日 個人情報保護審議会。
- 11月26日 平成20年第四回定例会開催。

#### 〈次号予告〉

次号は第四回定例会終了後、年始号として発行予定です。今回紙面の都合で掲載できなかった「練馬区の直径30センチ以上の樹木、四万本をいかに守るか?」「地域包括支援センターの現状は?」「介護予防事業の問題点なども合わせて、ご報告いたします。

#### 〈編集後記〉

光陰矢のごとし...猛暑でうなっていたのがつい昨日のよう。季節は早や冬へ向かって急速前進中。健康には充分気配りくださいませよう。▼なかいう私は衆議院の解散風にあおられながら、区政、家事、保育・介護の現場と奮戦しております。バスケットで鍛えた体力もまだ少しは貯金か? ▼さて本年の区議会も十一月二十六日からの第四回定例会を残すのみとなりました。皆様どうぞ、傍聴にお運びいただいて、ご自身の目で区政の行方をご確認ください。ことをお願いいたします。▼安全、介護、環境、医療、教育...身近な問題が議題に上がっております。今こそ、皆様の「生活の声」をパワーにしなければなりません。

## 平成二十年度第三回定例委員会を終えて

平成十九年度決算委員会では次のように、区行政に問いましたが、今号では特にGISに焦点を絞ってご報告いたします。

### 区行政に訊きたらどう?

- 1 なぜ今、GIS(統合型地理情報)が必要か?
- 2 直径30センチ以上の樹木四万本をいかに守るか?
- 3 地域包括支援センターの現状は?
- 4 介護予防事業とは?
- 5 中途障害者を見つめた地域リハビリのあり方は?

平成二十年度第三回定例会の前半が終了した時点で、区政報告二〇〇八年秋号」を発行いたしました。この中で、

- 一 環状八号線練馬中学校北交差点右折信号設置
- 二 富士街道元高松四丁目交差点のマンホール修繕
- 三 区内通所介護事業所に対し、「燃料費の補助」へ

以上三つ、区民の皆様の声を区政に届けた結果、大きな成果を得ることができたことはご報告いたしました。行政側の迅速な対応にも、紙面上から感謝申し上げます。

現場の声、生活の声を結集して、行政に届け続けられれば物事は必ず良い方向に向かっていくはずですが、私たちはそのパイ役として存在していることを改めて申し上げておきます。

## Event information イベントのお知らせ

『みんなで支え合おう! 認知症』  
~だれもがいきいきと暮らすまち練馬~  
—基調講演— 『認知症の理解に向けて』  
認知症介護研究・研修センター センター長 医師・長谷川和夫  
—パネルディスカッション— 『認知症の方を地域で支える』  
練馬区医師会・認知症・家族の会・小規模多機能型居宅介護事業所  
・高齢者グループホーム・地域包括支援センター  
〈とき〉 11月20日(木) 午後1時30分~4時30分(会場1時)  
〈会場〉 練馬文化センター(大ホール)・練馬駅北口より徒歩1分  
〈問合わせ〉 練馬区在宅支援課・介護保険課 電話3993-1111(代表)

介護の達人の話を聴こう  
『三好春樹講演会イン練馬』~認知症のケアを中心にみんなで考えよう高齢者介護~

〈とき〉 11月25日(火) 午後6時20分  
会場 6時40分開演  
〈会場〉 練馬区役所本庁舎 地下多目的会議室 直接会場にお越しください。  
〈開催協力費〉 1000円(資料代とも)  
〈主催、共催〉 練馬コミュニティ福祉研究会  
ブリコラージュ  
〈問合わせ〉 Fax03-3991-8441  
e-mail satou@seikatukaigo.co.jp

さて今回はまずGISです。詳しくは二・三見面開きでご説明しております。阪神淡路大震災の二次災害の教訓から、このシステムが注目され、練馬区では他の自治体に比べて整備は進んでいます。私にはさらなる整備が必要と考えております。皆様も是非、ご身近な問題としてご一考いただきたい問題と考えております。

練馬区の緑を守る問題、介護環境の問題...いずれも大変重要であります。次号にスペースを割いてご報告いたします。

衆議院解散の風が吹き始めた昨今、大きなマイク音でお騒がせすることがあるかと思いますが、生活改善のための運動とご容赦いただきますよう、お願いいたします。

# 「なぜ今、GISが必要なのか？」

委員会において、区長にぶつけ、それに対する行政側の答は以下となるのですが、「GISは分りにくい」という区民の方々の声も少なくありませんでした。そこで、当会派レポート編集部の女性スタッフからの率直な疑問に答える格好で、噛み砕いて掲載いたします。

## 女性記者と一問一答

**女性スタッフK**(以下Kと略す) GISが地図的なもので実際に行政としてシステムを導入しているとのことですが、本当のところ、よく理解できていません。

**白石けい子**(以下白石と略す) まず、一般的な説明です。

**GIS**とは地理情報システム(Geographic Information Systems)の略称です。文字や数字、画像などを地図と結びつけて、コンピュータ

### 知りたい情報を見やすくしてくれる優れ物

上に再現。位置や場所からさまざまな情報を統合、分析、分りやすく地図表現したりすることが出来る仕組みなので、行政や市民生活やビジネスの現場で幅広く利用することが可能ということですね。

**K** それが必要なのですか？

**白石** 今、練馬区の人口は七十万人を超えました。区民への意識調査で、特に力を入れてほしいという施策の第一位が「防犯・防災・防火」、第二位が「高齢者福祉」、第三位が「交通安全対策」となっています。区職員の数が5千人強の中、ほぼ区外からの通勤者が占めている実体の中で、区長が日頃から言っている「自助・共助・公助」に、このGISが大きく関わってくるのです。

**K** と言うことは？

**白石** 実は、このGISこそが、行政が政策立案をする上での公助の役割と、区民が知り得たい情報が共有化するこ

とでの地域を自ら守れる共助の役割に大きな力を発揮していくのです。

**K** 例を上げていただけると助かります。

**白石** 例えば、地域性の特長を小学校区や町丁目別に人口密度・高齢者数・日中夜間の人口数・住居の状況など、それぞれの細かな情報を必要に応じて地図の上に重ね合わせていくことで、その地域にあった予測や事態への対応が迅速に行えるのです。

施策への計画を立てやすいという利点を見つめれば、行政(区長)の姿勢である「区民を守る」ということに、つながることなどではないかと私は確信しています。そこで私は区長に質問したのです。

× ×

以下に、防災対策を一例にして、委員会での質疑応答を一部再現してみました。

**白石** 東京都防災会議(平成十八年五月)において被害想定が決定されました。「東京湾北部M7.5の地震」時での練馬区での被害数が出ていましたが、具体的な地域・場所への被害数は予測できていたのでしょうか？

**防災課長** 東京都が具体的な地域の被

害想定データを公表していませんので、現時点では地図に落とし込む作業は不可能なものです。この問題は今後の研究・調査という形になっています。

**白石** 先日のNHK報道で、ニュージールランドでは、活断層の上に家が建っていることを政府(行政)が情報として市民に伝えていくことで、いざという時に市民自らの心構え(自助)ができるので、市民も情報の公開に好意的にとらえられているとありました。東京都は把握しているが、練馬区は知らない……というわけにはいかないと思います。GISの整備・発展には個人情報保護法が大変関係してくると思います。その場合の手続きは？

**情報公開課長** 区民の方の個人情報保護と落とし込むとすれば、ご本人の同意がすべての基本となるでしょうが、すべてそうかというところでもございませぬ。条例上では、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会というものの意見を聞いて、それが必要であるということになれば、個人情報保護をほかの目的に使うこともできますので、手続きとして、そのような手段を踏めば可能でございます。

### 直下型地震発生時にどこが危険で？ どこが安全なのか？

区民は知っておきたい だから、GISのさらなる整備が不可欠

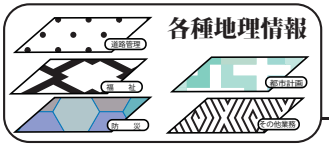
# 区長に直問

**K** なるほど。いずれとも、まもなくとも、大地震の発生がテレビの特集番組などで話題になっていますね。その予測不可能な災害の起こった時に、GISが整備されていると、二次災害を最小限に食い止めることができるということですね。それで、これだけページを割いたわけですね。私も「GISのさらなる整備」に注目していきたいと思えます。ありがとうございます。

## 統合型GISとは？

統合型GISのメリット

- ① 庁内のデータ重複の抑制⇒データ整備費の削減ができます
- ② 各セクション間で情報を共有化⇒行政の横割の実現、迅速な情報交換により、効率の良い行政へ。
- ③ 地図情報の庁外提供が可能⇒情報の視覚化。区民へのより分りやすい説明が実現。
- ④ 区ホームページとの連携が可能⇒地図を使った情報提供が容易に。
- ⑤ 区民の意見・要望集約に利用⇒GISによる正確な位置の把握が可能に。
- ⑥ 区民サービスのバックアップ⇒各種申請・届出に必要な地図が利用可能に。



これらの情報を統合することにより

